

構造改革特区において農業経営に参入している法人の状況（平成17年5月1日現在）

参入している法人のパターン

- ア 地場の建設業者が余剰労働力の有効活用を図る、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入したもの
- イ 食品産業が、高品質原料を安定的に確保するため参入したもの
- ウ NPO法人等が農作業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農しているもの

参入状況

- ア 市町村等が地元企業に対し、農業をやってみてはどうかと勧誘するケースも多い。
 - イ 市町村、普及所、農業委員会、JAが技術面等でこれらを支えていくという意向あり。
- 市町村が定める地域の農業計画である「基本構想」で、参入区域を明示

地元の評価

地元では、周辺の農業への支障を生じておらず、きちんと農業をやっていると評価されているものが多い。

- 現行制度と同様、市町村が参入法人と協定を締結し、農地をリースする方式を国の認定なしでできるようにすること(全国展開)による対応が適当

1 組織形態・業種別

(単位:法人)

営農を開始した法人	組織形態別			業種別		
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
107 (100%)	53 (49.5%)	28 (26.2%)	26 (24.3%)	35 (32.7%)	29 (27.1%)	43 (40.2%)

2 作物別

(単位:法人)

	合計	作物別						
		米麦	そ菜	果樹	畜産	花き	工芸作物	複合
営農を開始した法人数	107 (100%)	22 (20.6%)	36 (33.6%)	20 (18.7%)	5 (4.7%)	3 (2.8%)	3 (2.8%)	18 (16.8%)

協定の例(X市とY建設会社との協定)

- ・ YはX市から借り受けたA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。
- ・ Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。
- ・ YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。
- ・ Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。